

「デイサービス リハセンターかけはし」

地域密着型通所介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社リエゾンケアが設置する、「デイサービスリハセンターかけはし」（以下「事業所」という。）において実施する地域密着型通所介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員等（以下「通所介護従事者」という。）が、要介護状態の利用者に対し、適切な地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 地域密着型通所介護の提供にあたって、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他

必要な援助を行うものとする。

- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 5 地域密着通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。

（事業の運営）

第3条 地域密着型通所介護の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 「デイサービス リハセンターかけはし」

(2) 所在地 滋賀県東近江市沖野町 5-10-8

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (生活相談員と兼務)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うと

ともに、法令等において規定されている地域密着型通所介護の実施に関し、事業所の

従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 通所介護従業者

生活相談員 1人以上

介護職員 2人以上

機能訓練指導員 1人以上

看護職員 1人以上

通所介護従事者は、地域密着型通所介護の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する地域密着型通所介護の利用の申し込みに係る調整、他の通所介護従事者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画の作成等を行う。

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言等を行う。

看護職員は、主に健康状態の確認と介護、介助等を行う。

介護職員は、主にご利用者の日常生活上の介護、介助等を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日とする。但し、8月13日から15日、12月29日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) 基本サービス提供時間 2単位制 ①午前9時00分から午後12時10分 ②午後1時40分から午後4時50分までとする。

(地域密着型通所介護の利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、1単位15名 1日2単位とする。

(地域密着型通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の内容)

第8条 地域密着型通所介護〔介護予防・日常生活支援総合事業〕の内容は、次に

掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

(1) 生活指導(相談・援助等) レクリエーション

(2) 機能訓練

(3) 健康チェック

(4) 送迎

(5) 運動器機能訓練 コグニサイズ 生活リハを含む

(利用料等)

第9条

1 地域密着型通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、

そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険証自己負担割

合に記載された割合の額とする。 なお、法定代理受領以外の利用料については、「地域密着サービス要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて送迎を行った場合は、片道 1 kmにつき 100 円を徴収する。

3 おむつ代・パット代については、各 1 1 0 円を徴収する。

4 やむを得ない延長利用の場合 3 0 分毎(自費) 7 5 0 円を徴収する。

5 その他、指定地域密着型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であり、その利用者等に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。 連絡ファイル+連絡袋代初回 3 1 0 円など。

6 前 7 項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

7 地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

8 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるこ

とする。

- 9 法定代理受領サービスに該当しない地域密着型通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した地域密着型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、東近江市内とする。

(衛生管理等)

第 11 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 12 条 利用者は地域密着型通所介護の提供を受ける際には、医師の診断や日常

生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を通所介護従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 1 3 条 地域密着型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 1 4 条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計

画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めるものとする。

(苦情処理)

第 15 条 地域密着型通所介護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した地域密着型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町からの質問若しくは照会に応じ、及び市町が行う調査に協力するとともに、市町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 3 事業所は、提供した地域密着型通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置するなどの措置を講ずるものとする。

（1）人権の擁護、虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（2）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

（3）その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、

速やかに、これを市町に通報するものとする。

3 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な

体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修の機会を確保します。

（ハラスメント対策の強化）

第 18 条 事業所は、職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメント（以下、ハラスメント）対策のための雇用管理上の措置を積極的に講じることとする。事業所内に相談に対応する担当者、窓口をあらかじめ定め、職員に周知する。またハラスメント委員会を設置し、第三者的立場でハラスメントに関する検証と、その後の対応を協議の上、決定することとする。尚、ハラスメントについては、事業所内の職員間に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む。

（身体拘束予防）

第 19 条 事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下この条において「身体拘束等」という。）を行わないものと

する。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 三 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施すること。

（業務継続計画）

第20条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所介護の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第21条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものと

し、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内

(2) 継続研修 年 2 回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約
の内容とする。

4 事業所は、通所介護に関する記録を整備し、そのサービス完結の日から 5 年間保存
するものとする。

5 事業所は、第三者評価の実施の有無を広報するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リエゾンケアの方
針に基づき、管理者が必要に応じて定めるものとする

附 則

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。